

# 第280回一関市教育委員会定例会

日時 令和7年8月27日（水）

午後1時30分から

場所 花泉支所西大会議室

## 1 開 会

## 2 議 事

議事日程第1 議案第13号 一関市立小中学校に就学すべき者の学校の指定及び変更並びに区域外就学に関する規則の一部を改正する規則の制定について

議事日程第2 議案第14号 一関市移動図書館運営規程の一部を改正する告示の制定について

議事日程第3 議案第15号 文化財の指定に関し議決を求めることについて

## 3 報 告

(1) 行事報告及び行事予定について (資料No.1)

## 4 その他

(1) 令和7年度学校教育行政の重点について（学力向上） (資料No.2)

(2) その他

## 5 閉 会

第280回一関市教育委員会定例会議案件名表

議案第13号	一関市立小中学校に就学すべき者の学校の指定及び変更並びに区域外就学に関する規則の一部を改正する規則の制定について
議案第14号	一関市移動図書館運営規程の一部を改正する告示の制定について
議案第15号	文化財の指定に関し議決を求めることについて

議案第13号

一 関市立小中学校に就学すべき者の学校の指定及び変更並びに区域外就学に関する規則の一部を改正する規則の制定について

一 関市立小中学校に就学すべき者の学校の指定及び変更並びに区域外就学に関する規則の一部を改正する規則を次のとおり制定する。

令和7年8月27日提出

一 関市教育委員会教育長 時 枝 直 樹

一 関市立小中学校に就学すべき者の学校の指定及び変更並びに区域外就学に関する規則の一部を改正する規則

一 関市立小中学校に就学すべき者の学校の指定及び変更並びに区域外就学に関する規則（令和7年3月26日一関市教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(学区外就学の許可又は不許可)</p> <p>第6条 教育長は、前条の申請書を受理したときは、別表2の左欄に掲げる許可事由に該当するか審査し、学区外就学を適当と認めるときは、保護者及び指定学校の学校長並びに許可後に通学すべき学校の学校長に対して、学区外就学許可通知書（様式第2号及び様式第3号）により通知するものとする。</p> <p>2 前項の規定による審査の結果、学区外就学を許可しないときは、保護者に対して学区外就学不許可通知書（様式第4号）により通知するものとする。</p>	<p>(学区外就学の許可又は不許可)</p> <p>第6条 教育長は、前条の申請書を受理したときは、別表2の左欄に掲げる許可事由に該当するか審査し、学区外就学を適当と認めるときは、保護者及び指定学校の学校長並びに許可後に通学すべき学校の学校長に対して、学区外就学許可通知書（様式第2号_____）により通知するものとする。</p> <p>2 前項の規定による審査の結果、学区外就学を許可しないときは、保護者に対して学区外就学不許可通知書（様式第3号）により通知するものとする。</p>

(区域外就学の申請)

第7条 一 関市に住所を有しない児童生徒を一関市立小中学校に就学させようとする保護者は、区域外就学許可申請書(様式第5号)及び別表2の左欄に掲げる許可事由の区分に応じ、同表の中欄に掲げる添付書類を教育長に提出しなければならない。

(協議)

第8条 政令第9条第2項の規定による協議は、区域外就学協議書(様式第6号)により行うものとする。

(区域外就学の許可又は不許可)

第9条 教育長は、前条の協議が成立したときは、保護者及び\_\_\_\_\_許可後に通学すべき学校の学校長に対して、区域外就学許可通知書(様式第7号及び様式第8号)により通知するものとする。

2 教育長は、前条の協議が成立しないときは、保護者に対して区域外就学不許可通知書(様式第9号)により通知するものとする。

(同意)

第10条 教育長は、政令第9条2項の規定による他の市町村教育委員会からの協議に同意する場合は、区域外就学同意書(様式第10号)により通知するものとする。

2 教育長は、前項の同意をしたときは、指定学校の学校長に対し、区域外就学の同意に係る通知書(様式第11号)により通知するものとする。

(区域外就学の届出)

第11条 一 関市に住所を有する児童生徒を一関市立小中学校以外の小学

(区域外就学の申請)

第7条 一 関市に住所を有しない児童生徒を一関市立小中学校に就学させようとする保護者は、区域外就学許可申請書(様式第4号)及び別表2の左欄に掲げる許可事由の区分に応じ、同表の中欄に掲げる添付書類を教育長に提出しなければならない。

(協議)

第8条 政令第9条第2項の規定による協議は、区域外就学協議書(様式第5号)により行うものとする。

(区域外就学の許可又は不許可)

第9条 教育長は、前条の協議が成立したときは、保護者及び指定学校の学校長並びに許可後に通学すべき学校の学校長に対して、区域外就学許可通知書(様式第6号\_\_\_\_\_)により通知するものとする。

2 教育長は、前条の協議が成立しないときは、保護者に対して区域外就学不許可通知書(様式第7号)により通知するものとする。

(同意)

第10条 教育長は、政令第9条2項の規定による他の市町村教育委員会からの協議に同意する場合は、区域外就学同意書(様式第8号)により通知するものとする。

(区域外就学の届出)

第11条 一 関市に住所を有する児童生徒を一関市立小中学校以外の小学

校、中学校、義務教育学校又は中等教育学校に就学させようとする保護者は、区域外就学届（様式第12号）に就学させようとする小学校、中学校、義務教育学校又は中等教育学校が市町村又は都道府県の設置するものであるときは当該市町村又は都道府県の教育委員会の、その他のものであるときは当該小学校、中学校、義務教育学校又は中等教育学校における就学を承諾する権限を有する者の承諾を証する書面を添え、教育長に届け出なければならない。

（許可の取消）

第12条 [略]

2 前項の規定により許可を取り消したときは、保護者及び通学を許可した学校の学校長に対して、学区外就学・区域外就学許可取消通知書（様式第13号及び第14号）により通知するものとする。

（学区外就学及び区域外就学の終了）

第14条 学区外就学又は区域外就学を許可された児童生徒の保護者は、学区外就学及び区域外就学を終了するときは、学区外就学・区域外就学終了届出書（様式第15号）により届け出るものとする。

（許可期間満了通知）

第15条 教育長は、学区外就学又は区域外就学の許可期間が満了したときは、許可期間が満了する1か月前までに、保護者に対し、学区外就学・区域外就学許可期間満了通知書（様式第16号）により通知するものとする。ただし、当該児童生徒が通学を許可した学校を卒業し、私立学校に就学し、又は特別支援学校に就学する場合にあっては、この限りでない。

校、中学校、義務教育学校又は中等教育学校に就学させようとする保護者は、区域外就学届（様式第9号）に就学させようとする小学校、中学校、義務教育学校又は中等教育学校が市町村又は都道府県の設置するものであるときは当該市町村又は都道府県の教育委員会の、その他のものであるときは当該小学校、中学校、義務教育学校又は中等教育学校における就学を承諾する権限を有する者の承諾を証する書面を添え、教育長に届け出なければならない。

（許可の取消）

第12条 [略]

2 前項の規定により許可を取り消したときは、保護者及び通学を許可した学校の学校長に対して、学区外就学・区域外就学許可取消通知書（様式第10号及び第11号）により通知するものとする。

（学区外就学及び区域外就学の終了）

第14条 学区外就学又は区域外就学を許可された児童生徒の保護者は、学区外就学及び区域外就学を終了するときは、学区外就学・区域外就学終了届出書（様式第12号）により届け出るものとする。

（許可期間満了通知）

第15条 教育長は、学区外就学又は区域外就学の許可期間が満了したときは、許可期間が満了する1か月前までに、保護者に対し、学区外就学・区域外就学許可期間満了通知書（様式第13号）により通知するものとする。ただし、当該児童生徒が通学を許可した学校を卒業し、私立学校に就学し、又は特別支援学校に就学する場合にあっては、この限りでない。

様式第2号（第6条関係）

第 号  
年 月 日

様

一関市教育委員会教育長

学区外就学許可通知書

年 月 日付けで申請のあった学区外就学許可申請について、下記のとおり許可しますので通知します。

記

児童生徒氏名	(第 学年)
生 年 月 日	年 月 日
就学を許可する学校	一関市立 学校
就学を許可する期間	年 月 日～ 年 月 日
許 可 理 由	
注 意 事 項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・通学にあたっては最も合理的な経路及び方法により、事故等に十分に注意し、保護者が責任を持って行うこと。</li> <li>・許可することになった理由が消滅した場合は、期間内であっても速やかにその旨を届け出し、指定学校に就学すること。</li> </ul>

様式第2号（第6条関係）

第 号  
年 月 日

様

一関市教育委員会教育長

学区外就学許可通知書

標記について、下記のとおり許可したので通知します。

記

児童生徒氏名			
生年月日			
現住所			
保護者氏名			
指定学校	学年		
希望就学校	学年		
変更期間			
申請理由			
備考			

様式第3号（第6条関係）

第 号  
年 月 日

長 様

一関市教育委員会教育長

学区外就学許可通知書

標記について、下記のとおり許可したので通知します。

記

児童生徒氏名	(第 学年)		
生 年 月 日	年 月 日		
保 護 者 氏 名		統 柄	
住 所			
就学を許可する学校	一関市立	学校	
指 定 学 校	一関市立	学校	
就学を許可する期間	年 月 日	～	年 月 日
許 可 理 由			

様式第4号 (第6条関係)

[略]

様式第5号 (第7条関係)

[略]

様式第3号 (第6条関係)

[略]

様式第4号 (第7条関係)

[略]

様式第6号（第8条関係）

第 号  
年 月 日

様

一関市教育委員会教育長

区域外就学協議書

貴市町村に住所がある下記児童生徒の保護者より、一関市立学校への区域外就学の申請がありましたので、学校教育法施行令第9条第2項に基づき協議します。

記

児童生徒氏名	(第 学年)		
生 年 月 日	年 月 日		
保 護 者 氏 名		続柄	
児童生徒の 住 民 登 録 地			
児童生徒の 居 住 地			
就学を希望する 学 校	一関市立 学校		
就学を許可する期間	年 月 日～ 年 月 日		
理 由			

様式第5号（第8条関係）

第 号  
年 月 日

様

一関市教育委員会教育長

区域外就学協議書

貴市町村に住所がある下記児童生徒の保護者より、一関市立学校への区域外就学の申請がありましたので、学校教育法施行令第9条第2項に基づき協議します。

記

児童生徒氏名			
生年月日	. . . . .		
現住所 (住民登録地)			
( )住所			
保護者氏名			
指定学校	学年		
希望就学校	学年		
希望変更期間			
申請理由			

様式第7号（第9条関係）

第 号  
年 月 日

様

一関市教育委員会教育長

区域外就学許可通知書

年 月 日付けで申請のあった区域外就学許可申請について、下記のとおり許可しますので通知します。

記

児童生徒氏名	(第 学年)		
生 年 月 日	年	月	日
就学を許可する学校	一関市立 学校		
就学を許可する期間	年 月 日～	年 月 日	
許可理由			
注意事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・通学にあたっては最も合理的な経路及び方法により、事故等に十分に注意し、保護者が責任を持って行うこと。</li> <li>・許可することになった理由が消滅した場合は、期間内であっても速やかにその旨を届け出し、指定学校に就学すること。</li> </ul>		

様式第6号（第9条関係）

第 号  
年 月 日

様

一関市教育委員会教育長

区域外就学許可通知書

標記について、下記のとおり許可したので通知します。

記

児童生徒氏名			
生年月日			
現住所			
保護者氏名			
指定学校	学年		
希望就学校	学年		
変更期間			
申請理由			
備考			

様式第8号（第9条関係）

第 号  
年 月 日

長 様

一関市教育委員会教育長

区域外就学許可通知書

標記について、下記のとおり許可したので通知します。

記

児童生徒氏名	(第 学年)		
生 年 月 日	年 月 日		
保 護 者 氏 名		続 柄	
住 民 登 録 地			
居 住 地			
就学を許可する学校	一関市立 学校		
指 定 学 校			
就学を許可する期間	年 月 日～ 年 月 日		
許 可 理 由			

様式第9号 (第9条関係)

[略]

様式第10号 (第10条関係)

第 号  
年 月 日

様

一関市教育委員会教育長

区域外就学同意書

下記の児童生徒に対する学校教育法施行令第9条第2項による協議に同意いたします。

記

児童生徒氏名	(第 学年)		
生 年 月 日	年 月 日		
保 護 者 氏 名		続柄	
住 民 登 録 地			
居 住 地			
就学を希望する 学 校			
就学を許可する期間	年 月 日～ 年 月 日		
理 由			

様式第7号 (第9条関係)

[略]

様式第8号 (第10条関係)

第 号  
年 月 日

様

一関市教育委員会教育長

区域外就学同意書

下記の児童生徒に対する学校教育法施行令第9条第2項による協議に同意いたします。

記

児童生徒氏名			
生年月日			
現住所 (住民登録地)			
( )住所			
保護者氏名			
指定学校	学年		
希望就学校	学年		
希望変更期間			
申請理由			

様式第11号（第10条関係）

第 号  
年 月 日

長 様

一関市教育委員会教育長

区域外就学の同意に係る通知書

標記について、 教育長から協議があり、下記のとおり同意したので通知します。

記

児童生徒氏名	(第 学年)		
生 年 月 日	年 月 日		
保護者氏名		続 柄	
住 民 登 録 地			
居 住 地			
就学を許可する学校	一関市立 学校		
指 定 学 校			
就学を許可する期間	年 月 日～ 年 月 日		
許 可 理 由			

様式第12号 (第11条関係)

[略]

様式第13号 (第12条関係)

[略]

様式第14号 (第12条関係)

[略]

様式第15号 (第14条関係)

[略]

様式第9号 (第11条関係)

[略]

様式第10号 (第12条関係)

[略]

様式第11号 (第12条関係)

[略]

様式第12号 (第14条関係)

[略]

様式第16号（第15条関係）

第 号  
年 月 日

様

一関市教育委員会教育長

学区外就学・区域外就学許可期間満了通知書

下記の学区外就学・区域外就学について、許可期間が満了になりますので、指定学校に転入学するよう通知します。

記

児童生徒氏名	
生 年 月 日	年 月 日
現 就 学 校	一関市立 学校
指 定 学 校	
就学を許可する期間	年 月 日～ 年 月 日
転学手続き期限	年 月 日

様式第13号（第15条関係）

第 号  
年 月 日

様

一関市教育委員会教育長

学区外就学・区域外就学許可期間満了通知書

下記の学区外就学・区域外就学について、許可期間が満了になりますので、指定学校に転入学するよう通知します。

記

児童生徒氏名			
生年月日			
現住所			
保護者氏名			
指定就学校		学年	
現在籍校		学年	
就学期間			
転入学手続き期限			
備考			

備考 改正部分は、下線の部分である。

## 附 則

この規則は、令和7年9月1日から施行する。

### 理由

国では地方行政のデジタル化を推進するため、全国の自治体に対し学齢簿を含む基幹業務20業務のシステムを国が示す標準仕様に適合したシステム（標準準拠システム）への移行を進めているところである。

当市においては、令和7年8月12日から標準準拠システム（学齢簿）への移行となった。

これに伴いシステムから出力しようとする関係帳票を標準化に合わせた様式へ変更すると共に、文言の整理などを行い所要の改正を行おうとするもの。

議案第 14 号

一関市移動図書館運営規程の一部を改正する告示の制定について

一関市移動図書館運営規程の一部を改正する告示を次のとおり制定する。

令和 7 年 8 月 27 日提出

一関市教育委員会教育長 時 枝 直 樹

一関市移動図書館運営規程の一部を改正する告示

一関市移動図書館運営規程（令和 6 年 3 月 29 日教育委員会告示第 1 号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(運行の中止) 第 8 条 [略] (1)・(2)[略]</p> <p><u>(3)</u> 移動図書館車に不具合が生じたとき。 <u>(4)</u> ステーションの使用が困難となったとき。 <u>(5)</u> 前各号に掲げるもののほか、運行を中止する必要があると判断したとき。</p>	<p>(運行の中止) 第 8 条 [略] (1)・(2)[略] <u>(3) 熱中症特別警戒情報（熱中症特別警戒アラート）が発令されたとき。</u> <u>(4)</u> 移動図書館車に不具合が生じたとき。 <u>(5)</u> ステーションの使用が困難となったとき。 <u>(6)</u> 前各号に掲げるもののほか、運行を中止する必要があると判断したとき。</p>
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この告示は、令和 7 年 9 月 1 日から施行する。

理由

労働安全衛生規則の改正及び熱中症対策の取組みに伴い所要の改正をするもの。

## 議案第 15 号

文化財の指定に関し議決を求めることについて

次のとおり文化財の指定をすることについて議決を求める。

1 指定年月日 令和7年8月27日

2 指定の内容

指定番号	種別	名称	員数	所在地	指定時の所有者
文指第 184 号	有形民俗文化財 (年中行事)	獅子頭 (大泉院)	1 点	一関市川崎町 薄衣地内	個人

令和7年8月27日 提出

一関市教育委員会教育長 時 枝 直 樹

理由

一関市文化財保護条例第 27 条の規定により、「獅子頭 (大泉院)」を一関市指定有形民俗文化財に指定しようとするものである。これがこの議案を提出する理由である。